

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大竹市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をとり、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

システム管理を外部の業者に委託しているが、契約内容に秘密保持の条項を盛り込んでいる。

評価実施機関名

広島県大竹市長

公表日

令和5年10月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。番号法では、別表第一59の項に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収に関する事務に個人番号を利用する。
③システムの名称	・COKAS-R/ADⅡ-住民情報システム(後期高齢者医療保険料) ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・COKAS-R/ADⅡ-住民情報システム(収納管理)
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険被保者情報ファイル、後期高齢者医療保険賦課情報ファイル、COKAS-R/ADⅡ-住民情報システム(収納管理)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 80、82、83の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大竹市 健康福祉部 保健医療課 ・ 市民生活部 市民税務課
②所属長の役職名	保健医療課長 ・ 市民税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話 0827-28-0074)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大竹市 健康福祉部 保健医療課 国保年金係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2141) 大竹市 市民生活部 市民税務課 収税係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2127) 大竹市 市民生活部 市民税務課 市民税係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2128)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険介護課長 佐伯 隆文 ・ 市民税務課長 北林 繁喜	保険介護課長 佐伯 隆文 ・ 市民税務課長 豊原 学	事後	人事異動により
平成28年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成28年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成29年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大竹市 健康福祉部 保険介護課 ・ 市民生活部 市民税務課	大竹市 健康福祉部 保険介護課 ・ 市民生活部 市民税務課	事後	機構改革により
平成29年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険介護課長 佐伯 隆文 ・ 市民税務課長 豊原 学	保健医療課長 野島 等 ・ 市民税務課長 池田 宗吾	事後	人事異動により
平成29年5月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大竹市 総務部 企画財政課 広報統計係（〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2124）	大竹市 総務部 企画財政課 情報広聴係（〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2124）	事後	機構改革により
平成29年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	大竹市 健康福祉部 保険介護課 国保年金係（〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2141）	大竹市 健康福祉部 保健医療課 国保年金係（〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2141）	事後	機構改革により
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成30年5月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	保健医療課長 野島 等	保健医療課長 松重 幸恵	事後	人事異動により
平成30年5月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成30年5月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和1年5月31日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種	—	基礎項目評価書	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用(2項目)	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託	—	[○]委託しない	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 8. 監査	—	[○]自己点検	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	新規項目
令和2年8月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和2年8月25日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	保険介護課長 松重 幸恵 ・ 市民税務課長 池田 宗吾	保健医療課長 野島 等 ・ 市民税務課長 岡崎 研二	事後	人事異動により
令和3年12月24日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	・後期高齢者医療保険システム(資格・給付) ・後期高齢者医療保険(料)システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	・COKAS-R/ADⅡ-住民情報システム(後期高齢者医療保険料) ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・COKAS-R/ADⅡ-住民情報システム(収納管理)	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正(項目修正・追加)
令和3年12月24日	Ⅰ 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療保険被保者情報ファイル, 後期高齢者医療保険賦課情報ファイル	後期高齢者医療保険被保者情報ファイル, 後期高齢者医療保険賦課情報ファイル, COKAS-R/ADⅡ-住民情報システム(収納管理)	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正(追加)
令和3年12月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和3年12月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和4年7月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和4年7月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和4年8月22日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大竹市 総務部 企画財政課 情報広聴係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2124)	大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話 0827-28-0074)	事後	機構改革による
令和5年8月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和5年8月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和5年8月8日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	保険介護課長 松重 幸恵 ・ 市民税務課長 岡崎 研二	保健医療課長 ・ 市民税務課長	事後	人事異動・氏名削除
令和5年8月15日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	封入封緘業務を行うことに伴う修正